

北広島町開発行為の適正化に関する条例

開発行為の協議について

北広島町開発行為の適正化に関する条例第3条の規定に基づき、開発行為の協議（変更を含む。）をされる方は、条例施行規則第2条の規定により、様式第1号、第2号に添付書類を添えて届け出る必要があります。（提出部数は、正副2部）また協議すべき開発要件に該当するか否かは、書面により事前相談を行ってください。

1. 条例適用事業について

1. 都市計画区域外 3,000 m²以上、又は都市計画区域内 1,000 m²以上の土地の区画形質の変更
2. 建築物の新築、増築又は改築で、地上高が 13m 以上又は延面積 500 m²以上
3. その他の工作物の新築、増築又は改築で、道路 100m 以上、鉄塔及びコンクリート柱 20m 以上
4. 土石の採取で、面積 500 m²以上又は容積 1,000 m³以上
5. 太陽光発電施設（10kW 未満又は屋根設置の場合を除く）の新設、増設又は承継を行うもの

2. 開発協議または事前相談の添付書類について

(1) 事前相談

1. 開発内容に関する事前相談書
2. 開発計画・概要のわかる資料等

事前相談の段階では、利害関係者の同意の有無について問いませんが、条例により開発行為協議書を提出される場合は、開発区域及び開発区域に隣接する者、開発区域に係る行政区長、水利関係代表者の各同意が得られるよう十分な説明等を行い、あらかじめ必要な調整を図って頂きますようお願い致します。

(2) 開発協議

1. 開発行為協議書（様式第1号）
2. 事業計画概要書（様式第2号）
3. 開発区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
4. 開発区域及びその周辺の現況を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面及び写真
5. 開発行為に係る切土又は盛土の計画、土地利用計画、施設の配置及び構造、排水計画、その他事業計画を明らかにした図面
6. 開発区域及びその周辺地域の土地の公図
7. 開発区域内の土地の地番、地目、面積及び所有者を明らかにした書類
8. 太陽光発電施設の開発については、資源エネルギー庁のガイドラインに従って実施した説明会等で使用した説明資料、説明会議事録等の書類
9. 開発区域及びその周辺の利害関係者の同意書
所有権・地上権・永小作権・地役権・質権・賃借権・採石権・隣地所有権については、原則、権利者の同意書の添付を求めます。（ただし、同意書以外の書面によって、権利者が開発行為に対して承諾していることがわかる場合を除く。）
10. その他開発内容を協議する上で必要な書類

3. 開発協議に要する期間

開発行為の種類・規模・内容にもよりますが、開発行為協議書を提出後、町から開発協議通知書（様式第3号）を発行するまで概ね 1～2 か月かかりますので、開発計画が整いましたら早めに手続きを行ってください。

4. 工事着手時について

1. 開発行為工事着手届出書（様式第4号）
2. 工事工程表

5. 工事完了時について

1. 開発行為工事完了届出書（様式第5号）
2. 工事完了写真（作業前、作業中、作業後）
3. 出来高図面
4. 他法令で交付された検査済証等のコピー等